

# 矢作川流域委員会（仮称）委員候補者の選定について

## 1．矢作川流域委員会(仮称)の委員候補者選定の考え方

- ・矢作川流域委員会（仮称）(以下「流域委員会」という。)の役割には、「矢作川水系河川整備計画（大臣管理区間）」(原案)について意見を述べるほか、この河川整備計画(原案)の作成段階において、河川と流域の視点から課題解決を図るような指導・助言等を行うことも求められる。
  - ・このため、流域委員会の委員は、河川に関する様々な事項及び地域の特性や実状に関して専門的立場での意見を述べるため、以下の構成員とし、20名程度を上限とする。
    - 学識経験者、地元有識者（行政を含む。）
    - 矢作川と関連のある市民団体、NPO、経済団体等
- また、参加の機会を確保するため一般公募を行い、公募委員は委員全体のうち2名程度とする。

## 2．委員候補者選定方法

委員候補者は、「治水」、「利水」、「自然・環境」、「地域と文化」の4つの大分類に基づく専門分野（別紙参照）に配慮して作成された下記の委員候補者リストの中から、準備会議が選定する。

### 1）委員候補者リストの作成

準備会議委員及び事務局で作成する委員候補者リスト

- ・準備会議委員から推薦された方
  - ・日常の矢作川の河川行政において、ご指導・ご助言をいただいている方
- 一般公募による公募応募者リスト

### 2）委員候補者の選定

委員候補者は、下記の視点を総合的に判断することにより上記リストから選定する。

委員候補者の選定にあたっては、矢作川の現状と課題を踏まえ、重要な専門分野に配慮する。

利害関係を代表する方という観点ではなく、専門分野が含まれる大分類（別紙参照）について幅広い見識を持ち、河川と流域の視点で議論ができる方という観点で選定する。

一般公募による公募応募者は、応募用紙の記載事項により書類選考する。

その際、公募と推薦された方との重複がないように配慮する。

多様な価値観や地域的なバランス、幅広い年代、男女共同参画へも配慮する。

## 専門分野の分類

大分類	専 門 分 野
治 水	1.治山、砂防（地質含む）
	2.河川
	3.海岸
利 水	4.上水道
	5.工業用水
	6.農業用水
	7.発電用水
	8.漁業
	9.水資源
自然・環境	10.動物
	11.植物
	12.魚介類
	13.昆虫類
	14.鳥類
	15.水環境（水質含む）
地域と文化	16.水文化・歴史
	17.教育
	18.地域・まちづくり （親水、法律、経済含む）
	19.行政（*）
	20.マスコミ
	21.市民団体、NPO、経済団体等

\* 行政は、市町村の首長を想定しています。